

◎所得控除

控除額名	控除額等																																		
雑損控除額	(損失金額－総所得金額等×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか多い方の金額																																		
医療費控除額	医療費控除(従来の医療費控除) 支払った保険金等で10万円と総所得金額等の5% 医療費の額 補てんされる額 とのいずれか少ない額 (最高限度額 200万円)																																		
	医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) 支払ったスイッチ保険金等で1万2千円 OTC医薬品購入費 補てんされる額 (最高限度額 8万8千円)																																		
社会保険料控除額	支払った又は給与・年金から控除された社会保険料の金額																																		
小規模企業共済等掛金控除額	小規模企業共済制度に基づく掛金又は確定拠出年金法に基づく個人型・企業型年金加入者掛金若しくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金																																		
生命保険料控除額	区分	支払金額	控除額																																
	①旧契約(平成23年12月31日以前分) ・一般生命保険 ・個人年金保険	～15,000円	支払保険料の全額																																
		15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+ 7,500円																																
		40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円																																
	②新契約(平成24年1月1日以後分) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険	～12,000円	支払保険料の全額																																
		12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+ 6,000円																																
32,001円～56,000円		支払保険料×1/4+14,000円																																	
※①と②の双方に加入している場合は、以下の(7)～(9)のいずれかの方法を選択して控除額を計算してください。 (7)旧契約分のみを上記①の計算式で計算する。(適用限度額35,000円) (8)新契約分のみを上記②の計算式で計算する。(適用限度額28,000円) (9)旧契約分を上記①の計算式で、新契約分を上記②の計算式でそれぞれ計算し、その合計額を控除額とする。(適用限度額28,000円) いずれの場合も、他の控除額と合わせた合計適用限度額は70,000円となります。																																			
地震保険料控除額	区分	支払保険料の金額	控除額																																
	① 地震保険料	～50,000円	支払保険料×1/2																																
		50,001円～	25,000円																																
	② 旧長期損害保険料	～5,000円	支払保険料の全額																																
5,001円～15,000円		支払保険料×1/2+2,500円																																	
③ ①と②の両方ある場合は、上記の計算式により求めた地震保険料の控除額と旧長期損害保険料の控除額の合計額(適用限度額 25,000円)																																			
寡婦控除 ひとり親控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">性別</th> <th colspan="2">死別・生死不明</th> <th colspan="2">離婚</th> <th colspan="2">未婚</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> <th>男性</th> <th>女性</th> <th>男性</th> <th>女性</th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">ひとり親(300,000円)</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>寡婦(260,000円)</td> <td>なし</td> <td>寡婦(260,000円)</td> <td colspan="4">なし</td> </tr> </tbody> </table>		性別		死別・生死不明		離婚		未婚		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	ひとり親(300,000円)								なし	寡婦(260,000円)	なし	寡婦(260,000円)	なし				【要件】 ●事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない。 ●合計所得金額が500万円以下。 (※)総所得金額48万円以下の子(他の者の扶養になっている場合を除きます)
	性別		死別・生死不明		離婚		未婚																												
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性																												
ひとり親(300,000円)																																			
なし	寡婦(260,000円)	なし	寡婦(260,000円)	なし																															
配偶者控除額	納税者本人の合計所得		備考																																
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	○本人の合計所得金額(繰越損失控除前)が1,000万円超の場合は、配偶者控除や配偶者特別控除の適用はありません。 ○本人の合計所得金額1,000万円超で配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合は、配偶者控除の適用はありませんが、「同一生計配偶者」として扶養の人数に含みます。 (※)老人配偶者とは、昭和27年1月1日以前に生まれた方をいいます。																															
48万円以下	一般	33万円	22万円		11万円																														
配偶者特別控除額	配偶者の合計所得	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																														
		100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円																														
		105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円																														
		110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円																														
		115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円																														
		120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																														
		125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円																														
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円																																
扶養控除額	330,000円	一般控除対象扶養親族 16～18歳、23～69歳 (平成16年1月2日～平成19年1月1日、昭和28年1月2日～平成12年1月1日に生まれた方)																																	
	450,000円	特定扶養親族 19～22歳(平成12年1月2日～平成16年1月1日に生まれた方)																																	
	380,000円	老人扶養親族 70歳以上(昭和27年1月1日以前に生まれた方)																																	
	450,000円	同居老親等扶養親族 (老人扶養親族のうち自己又は配偶者と同居を常況としている直系尊属の方)																																	

控除額名	控除額等			
勤労学生控除額	260,000円	合計所得金額が75万円以下で、給与所得以外の所得の合計額が10万円以下の方		
障害者控除額	障害者…260,000円	特別障害者…300,000円	同居特別障害者…530,000円	
基礎控除額	合計所得金額	基礎控除額	合計所得金額	基礎控除額
	2,400万円以下	430,000円	2,450万円超 2,500万円以下	150,000円
	2,400万円超 2,450万円以下	290,000円	2,500万円超	適用なし

◎税額控除 ■調整控除

- 合計課税所得金額が200万円以下の場合(合計課税所得金額には、申告分離課税分の課税所得は含みません)次の①と②のいずれか小さい額の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
- 合計課税所得金額が200万円超の場合
次の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

※ 合計所得金額が2,500万円を超える方は調整控除の適用はありません。

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
障害者控除	普通	1万円	納税義務者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	特別	10万円					
	同居特別	22万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
寡婦控除	1万円	老人		10万円	6万円	3万円	
ひとり親	父	1万円	配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
	母	5万円					
扶養控除	一般	5万円	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円	
	特定	18万円					
	老人	10万円	勤労学生控除	1万円			
同居老親	13万円	基礎控除	5万円				

■住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であつて、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

- 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
- 前年分の所得税の額
(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

■配当控除

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券投資信託	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	

■配当額割又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

■寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2,000円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%を上限)

- 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 愛知県共同募金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として愛知県又は東海市の条例で定めるもの
- 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として愛知県又は東海市の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合